

〔研究ノート〕 秩父事件と太田部村

——村落共同体の対応を中心とした歴史心理学的研究——

古澤 聡 司

はじめに

「秩父困民党三千余名の農民が武州秩父郡下吉田村椋神社の境内に武装蜂起したのは、明治十七年（一八八四年）十一月一日のことである。

その要求は負債据置年賦償還、村費軽減、小学校休校、雑収税減免の他徴兵令改正等であった。困民党は自らの体制を軍隊組織に編成し私利、私恨女犯への軍律は特に厳しかった。

困民党軍は二日大宮郷に進出、革命本部を設け秩父盆地一帯を掌中におさめた。驚いた政府は急遽憲兵鎮台兵を派兵、その襲撃の中で困民党軍は九日信州八ヶ岳山麓で潰滅するまで、果敢なたたかいを展開したのである。（以下略）

これは、一九八四年十一月に秩父事件百周年を記念して蜂起の地椋神社に建立された「秩父事件百年の碑」に刻まれている文の一部である。碑文にあるように、秩父事件そのものは上記のような経過をもつものである。しかし、一日に三千余名を一所に結集させるために行なわれた組織化の活動や、否定的あるいは消極的にはあれ秩父事件に関わったものは一人を越えると言われる点などを考慮した場合、秩父事件は決して碑文にある経過のみに尽きるものではない。

こうした秩父事件の深遠さは、例えばその評価をめぐって、「自由民権運動の最後にして最高の形態である」か「百姓一揆の最後にして最高の形態である」かといった議論が近年まで行なわれてきていることによっても窺い知ることができる。しかし、こうした議論は秩父事件の実証的解明を踏まえずして行なわれる傾向にあり、その限りにおいて

その成果は混沌としていたと言えよう。

しかし、こうした混沌の中からも、秩父事件百周年ひいては自由民権百年第二回全国集会をひとつの契機として新しい動きが起りつつあることも確かである⁽³⁾。そして、その中でも筆者が特に注目したのは、佐藤政憲による当時の村の実状を踏まえた基礎的研究であった⁽⁴⁾。

また、筆者のような非歴史学研究者にとつては、秩父事件百周年を契機とした『秩父事件史料集成』の発刊開始は幸いであつた⁽⁵⁾。これによって史料に直接目を通すことが可能となり、また、同書では裁判資料が町村別・個人別に編集されているので、村単位での分析が容易となつたのである。

そこで、本稿では、「史・実・に・の・つ・と・つて」、具体的な人間の行動や精神あるいは人格を分析的にあるいは思维的に追求しようとしている（傍点は引用者）⁽⁶⁾。歴史心理学の立場から、秩父事件（以下「事件」⁽⁷⁾と記す）における民衆の行動と精神とに接近する試みを展開してみることにする。

筆者は先に『秩父事件史料集成』の発刊により村単位での分析が容易となつたと述べたが、本稿では当時の埼玉県秩父郡太田部村をとりあげることにする⁽⁷⁾。その理由は、一

つには、太田部村は「事件」⁽⁷⁾の震源地のひとつである石間村の隣村であり、しかも「事件」⁽⁷⁾当時この二つの村は連合村を形成していたにもかかわらず、太田部村からの「事件」⁽⁷⁾への参加者が少なく感じられることによる⁽⁸⁾。そして、その二つは、『秩父事件史料集成』に掲載されている太田部村関係者の人数の絶対数そのものが少なく、史実にのつとる歴史心理学にとつては一次的な太田部村の人々の具体的行動を明らかにする作業が比較的容易に進むと考えられたからである。本稿では、この一次的な作業を優先しつつ、太田部村の当時の実状も浮かび上がらせる試みを時間的経過に沿って行なうことにする⁽⁹⁾。

(注)

(1) 秩父事件の震源地のひとつである風布村の組織過程については、若狭蔵之助「秩父事件における自由党・困民党の組織過程」『歴史評論』、第二六〇号、一九七二年、三〇～五〇頁所収に詳しい。

(2) 色川大吉によれば、第一の見解に近い研究者としては井上幸治・中沢市朗・色川大吉らがあり、第二の見解に近い研究者としては森山軍治郎・鶴巻孝雄らがいるという。また色川は第三の新たな見解として、「自由民権運動の最後ではあるけれども最高とはいいがたい」という

- 浜林正夫の見解もあげている。(色川大吉「激化の事件」と困民党の再評価をめぐって」、『困民党を語る』、多摩近代史研究会編集発行、一九八二年、四〇一頁。)
- (3) 『自由民権運動と現代——自由民権百年第二回全国集会報告集』(三省堂、一九八五年刊)に収められている井上幸治・岩根承成・佐藤政憲・稲田雅洋らの諸報告はその成果であろう。
- (4) 佐藤政憲「秩父事件の基礎的研究をとおして——秩父事件と村」、『自由民権運動と現代——自由民権百年第二回全国集会報告集』、前掲、二六〇～二六八頁。
- (5) 井上幸治・色川大吉・山田昭次編『秩父事件史料集成』、二玄社。これは一九八四年二月より刊行が開始され、現在、全六巻のうち「農民裁判文書」が収められている第一巻から第三巻までが刊行済みである。
- (6) 寺内礼治郎『社会変動の心理学』、ビジネス教育出版社、一九七一年、二四九～二五〇頁。
- (7) 当時の埼玉県秩父郡太田部村は現在、埼玉県秩父郡吉田町大字太田部となっている。
- (8) 『秩父事件史料集成』の第二巻に集められている石間村と太田部村の関係者の「農民裁判文書」は、それぞれ二〇〇名分、三十六名分である。しかし、太田部村関係者については、現地調査の結果、新井善蔵・新井利重次・新井清蔵・古指夏次郎の四名が同書に太田村関係者として誤って編集されていることが判明したので、太田部村関係者の「農民裁判文書」は四十名分が集められていることになる。「埼玉県秩父郡暴徒蜂起被害一覧表」および「埼玉県秩父郡暴徒蜂起間接被害一覧表」(『秩父事

件史料(第一巻)」、埼玉新聞社出版部、一九七一年刊、三四二～三四五頁所収)によると、太田部村の戸数は五十七戸、石間村の戸数は一五七戸となっているから、それらの参加程度の違いは一目瞭然であろう。なお、付言しておきたいことは、村の戸数に対する参加者数の割合を単純計算している研究をよく見掛けるが、これは当時の村の実状を踏まえないと無意味である場合があるということである。特にここで紹介する太田部村などの場合がそうなのであるが、詳しくは本稿をお読みいただければ理解いただけるものと思う。

(9) 先述のように太田部村関係者の「農民裁判文書」は『秩父事件史料集成』の第二巻に四十名分が集められているが、そのうちの新井太次郎については『暴徒未決者名簿』しかなく、彼の具体的行動が追跡できず、また、現地調査においても現在のところ人物を特定できていないので、本稿では考察の対象から除外することにした。従って、以後は三十九名の行動を中心として追跡がなされることになる。

1. 十一月一日

文字として記録された史料による限り、太田部村と八事件Vとの関わりは、蜂起の日、十一月一日から始まる。

『暴徒乱入并横行景況 秩父郡石間村聯合部門』には次のように記されている。¹⁾

「同日（十一月一日）——引用者注）午前七時頃石間村銃砲刀劔ヲ強借スル際戸長役場ニ巨魁ハ長野縣士族自由黨員菊池信房ト申シタリ戸長役場ハ同日午前第十時頃ヨリ書類等ヲ片付午後四時頃職員不残太田部村ニ立去ル」

時の権力側の言う「暴徒巨魁」、すなわちハ事件∨の中の人物のひとりであった菊池貫平は一日、石間村連合戸長役場を齎おびやかした。戸長は、当時石間村と連合村を形成していた太田部村の新井重一郎。筆生は、その子、新井彦三郎。菊池貫平とこの時同道したとされる大野又吉の『裁判言渡書』によれば、「白鉢巻襷ヲ装ヒ竹槍ヲ提ケ菊池管平等ト石間村戸長役場ニ到リ筆生新井彦三郎ヲ脅カシ銃砲ヲ蒐聚セシメ八挺ヲ掠奪（2）」した、とある。

この後、連合戸長役場の職員は残らず石間村にあった連合戸長役場（3）を離れ、太田部村に向かったというが、それでは彼らは太田部村に帰って何を行ったのであろうか。

これに関して、太田部村第五十六番地の本田茂十郎（重）の『訊問調書』にある次のような回答は極めて興味深い。

問「初め役場ヨリ汝等ニ出頭セヨト申来リタルハ全ク戸長ヨリ沙汰ヲシタルモノカ 又ハ暴徒ガ役場ニ来テ汝等ヲ呼出シタルモノ乎」

答「其時ハマダ暴徒ハ村内へ押入リタル様子ナキニヨリ全ク戸長ノ呼出シタルモノト存矣」

問「其戸長ハ何ト申スモノカ」

答「新井（重）十二郎ト申矣」

問「ソレデハ戸長ガ暴徒ノ親玉デアルノー」

答「戸長ハ暴徒ニ頼マレテ自分共ニ出ヨト申付ケタルモノト存矣」

問答中にある「役場」とは太田部村にあった戸長役場、すなわち新井重一郎宅をさすが、本田茂重郎の『訊問調書』からすれば、戸長・新井重一郎は、「暴徒」が太田部村内に進入する以前に、村としてハ事件∨に対応することを決意していたことになる。

ならば、その決意は村民のいかなる行動として現象化していくのであろうか。

これについては、ハ事件∨当時太田部村に寄留していた山田卯之吉の『訊問調書』にある回答が伝えてくれる。（5）

問「大田部村ヨリ何人暴徒ニ與シテ出タルカ」

答「五拾貳人ノ内式拾五人鬪引ニテ出タリ私ハ寄留人ノ事故其姓名モ確トハ知ラス」

当時の太田部村の戸数は五十七戸であったという。（6） そし

て、山田卯之吉の言うように五十二人が具体的に村としての対応を担うことになったと思われる。村に対する△事件▽への参加要請は「一戸一人ツツノ男子」ということであつたらしいから、五十七戸中五十二戸が「男子」に相当する人物を有したということであろうか。あるいは、五十七戸と五十二戸との落差の中には、戸長を初めとした村の有力者らが含まれているのであろうか。恐らくはその両者を含めてもう少し複雑な構成をなしているのであろう。しかし、今はこれ以上考えてみてもわからないので、五十二戸のうち二十五戸が籤引きにより「一戸一人ツツノ男子」を△事件▽に差し向けることになったということを記憶にとどめて先に進むことにしよう。

前出の『暴徒乱入并横行景況 秩父郡石間村聯合部門』によれば、「暴徒太田部村エ乱入シテ時ニ一日午后第十一時頃人足二拾四名強借シテ引連石間村ニ」向かったといふ。また、この時の『暴徒巨魁』「埼玉縣下榛沢郡河原久戸村大野又七ト称フル者」の『裁判言渡書』によれば、「七八名ヲ引率シ村民召集ノ為メ再ヒ石間(そして——引用者付記)太田部村ニ赴キ筆生新井彦三郎宅ニ到リ脅迫シテ廿名餘ヲ募集セシメ尚小銃一挺ヲ強借シ之ヲ率ヒテ」石間村

に向かった、とある。

この第一回めの「駆り出し」の時、籤引きで選ばれた村民は「白い晒で鉢巻をし、白い襷をかけて竹槍を持って出た」と△事件▽当時十二歳であつた太田部の新井きゆうさんは語っている。

では、その後の彼らの行動の軌跡はいかなるものであつたであろうか。

『秩父事件史料集成』に収められた「農民裁判文書」から一日のこの「駆り出し」によつて村としての△事件▽への参加を担つたと判断できる者は、次頁の表にある十五名である。

この十五名のうち、黒澤角次郎・黒澤岩吉・黒澤定蔵・本田孫吉・多田庄八・黒澤鶴吉・上井関蔵・上井茂七・新井奎平・新井由松・新井権十郎・新井林松の十二名については『裁判言渡書』に次のようにある。

「被告共ハ明治十七年十一月一日秩父郡ニ於テ田代栄助等カ嘯聚セシ暴徒ニ誘ハレ石間村境界字大峠若クハ石間村ハンノ一耕地又ハ中郷耕地へ随行シタリ」

そして、残る三名についてはそれぞれ『裁判言渡書』に次のようにある。

番地 (戸番)	氏 名	年 齢	字 * (耕地名)
5	黒 澤 角次郎	18年 3月	相 ^{あい} 見 ^み
8	黒 澤 岩 吉	49年 1月	相 見
10	(黒 澤 藤 吉)** 代理人として 山 田 卯之吉	28年 36年	相 見
13	(古) 小 指 与茂吉	45年 (46年とも)	古 ^こ 指 ^{さす}
17	黒 澤 定 蔵	26年 9月	梁 ^{やな} 場 ^ば
19	本 田 孫 吉	22年 6月	梁 場
34	多 田 庄 八	53年 8月	北
38	黒 澤 鶴 吉	56年10月	久保田
40	上 井 武 市	31年11月	久保田
43	上 井 関 蔵	43年 4月	久保田
44	上 井 茂 七	31年 2月	久保田
48	新 井 奎 平	62年	久保田
49	新 井 由 松	25年 1月	久保田
53	(重) 新 井 権十郎	18年 8月	檜 ^{なら} 尾 ^お
54	新 井 林 松	35年 3月	檜 尾

* 字 (耕地名) は裁判文書と、明治20年代のものとされる“墓石調査の記録” (これは現在、太田部の久保家に保管されている。), さらに猪野芳雄『郷土誌稿「太田部」』(1973年・1974年増補, 未公刊。)とを照合して書き加えた。

* * 黒澤藤吉は山田卯之吉に代理参加を依頼したのであって、<事件>に直接参加してはいない。そこで、本論における15名の参加者の中に加算されてはいない。

上井武市

「被告ハ田代栄助等ニ嘯聚セラレ秩父郡大宮郷皆野早野上村等ニ於テ暴動ヲ為シタル兇衆ニ附和シ明治十七年十一月二日ヨリ四日マテ竹槍ヲ携エ鉢巻ヲ為シ之ニ隨從シタル者ナル一ハ檢事ノ作りシ調書ト被告ガ当公廷ニ於テ

(5)ノ陳述ニ憑リ明確ナリ」
小指与茂吉

「被告與茂吉ハ明治十七年十一月一日秩父郡ニ於テ田代栄助等カ嘯聚セシ暴徒ニ附隨シ同郡石間村飯(半)鉢ヨリ小麻野町ヲ經ヘ大宮等ノ各地ニ進入シタルノ事実ハ被告カ警察并ニ檢事及ヒ当公廷ノ陳述ニ徴シ明白ナリト認定ス」⁽¹⁶⁾

山田卯之吉

「明治十七年十一月二日埼玉縣秩父郡ニ多兪ノ暴徒嘯聚スルニ際シヒ告ハ居村黒沢廣吉^(藤)ノ為メニ諛暴徒ノ人夫ニ出テ呉レヨト頼マレ令人ヨリ金田ヲ受取リ之ヲ諾シ秩父郡大宮郷に至リ暴徒ニ与シ鉄鎗^(砲)壹丁ヲ受取リ暴徒ノ皆野村ヲ經テ大洲村ヲ過キ今月五日上野國南甘末郡神ヶ原村ニ至ル迄附和隨行シタルモノト判定ス」⁽¹⁷⁾

「農民裁判文書」から一日の「駆り出し」によって村と

しての△事件▽への参加を担ったと思われる十五名のうち、当時連合村を形成していた石間村の外にまで進出したと思われる者は、山田卯之吉・古指与茂吉・上井武市という僅か三名のみである。

しかし、こうした行動範囲のみをして、太田部村の村民が△事件▽への村としての参加にどの程度積極的であったかを判定する基準とすることはできない。なぜならば、たとえ石間村の村内に留まったとしても、役割を与えられ、立派にそれを担っていたかもしれない場合を想定できるからである。しかし、太田部村の村民が決して積極的に村としての△事件▽への参加を決定しているわけではないことを証明する事柄を本稿のこの時点まで三つあげることができ。一つは、五十二人のうち二十五人を籤引きで選んでいくこと。二つは、「駆り出し」によって始めて太田部村外への行動を開始していること。三つは、山田卯之吉のような寄留者に村民の代理人としての△事件▽への参加を依頼していること、である。

ところで、三つめの、寄留者が村民の代理人として△事件▽に参加していることについては、これまでに仄めかすつつも詳しく触れていないので、ここで少し詳しく触れて

おこう。

山田卯之吉が代理人となる経過については、『訊問調書』に次のような問答として残されている。⁽¹⁸⁾

問「誰レニ雇レテ出タルヤ」

答「寄田致シ居ル村ノ黒澤藤吉ノ申ニ今度非常ノ騒動ニテ人足ニ出サレハ焼クノ切ルノト云ハレル故出ナケレハナラヌカマタ麦モ蒔キ終ラス世話敷最中ナレハ炭焼ノ日当位ハ出スカラ代リニ出テ呉レト頼マレ日当ハ明日帰りテモ明々後日帰りテモ十日掛リテモ八田ト極メ十一月二日ニ暴徒ニ随ヒ大宮ノ方へ参リタリ」

そして、山田卯之吉に代理参加を依頼したとされた黒澤藤吉はやはり『訊問調書』に次のような問答を残している。⁽¹⁹⁾

問「汝カ秩父郡中ヨリ起リタル兇徒ニ加擔シ山田卯之助卯之吉ナル者ヲ雇ヒ其嘯集ニ應シタル顛末ヲ巨細ニ陳述スヘシ」

答「十一月一日ノ夜暴徒オカ多人数ニテ何レモ抜刀又ハ槍鉄砲ヲ持掛掛ケ来リ戸長役場へ迫リ人夫ヲ催促シ私宅ハ戸長役場ノ隣家ニ付直ニ私方へモ暴徒オカ数人押込ミ今度無理ナ金ヲ貸ス者ヤ高利ヲ貸ス者ヲ打

コハスカラ人足ニ出口 出サルニ於テハ十類迄モ切絶ス杯ト刀ヲ抜キ威シ面ル故如何様ニモ工夫シテ出ルト申シ近所之者ニ困ツタモノヲカトウスルト相談シタルニ黒澤惣吉ト申者ハ人ヲ雇ヒテ代人ニ出ストノ一ニ付私モ代人を雇ヒ入テ出サント同村ノ黒沢岩吉方ニハ上州下日野村ノ者カ泰リテ炭焼ヲ致シ居ル事ヲ存居ルニ付若シ此者カ雇レテハ呉レマイカト存シ尋行暴徒ニ出ナケレハ斬ルノ焼クノト云ハレ困ルカ雇レテハ呉レマイカト云ヒタル(以下略)」

黒澤藤吉は「近所之者ニ困ツタモノヲカトウスルト相談シタルニ黒澤惣吉ト申者ハ人ヲ雇ヒテ代人ニ出ストノ一ニ付」と述べているが、『秩父事件史料集成』からは黒澤惣吉が代理人を雇ったことも、またその他の太田部村民が一日の「駆り出し」の時に代理人を雇ったことも確認はできない。しかし、黒澤藤吉の『訊問調書』にある言葉は、彼のハ事件ノ参加への消極性と、それに裏打ちされた困惑ぶりとを如実に示していると言えるだろう。そして恐らく、多くの太田部村民にとって、こうした気持は共通のものだったのであろう。

とすると、このような太田部村民であったならば、籤引

きで村としての入事件への参加を担った多くの者の行動が「随行」であつても不思議ではあるまい。⁽²⁰⁾

(注)

- (1) 『暴徒乱入并横行景況 秩父郡石間村聯合部門』は現在、埼玉県秩父郡吉田町大字太田部の久保家で所蔵されている。
- (2) 井上幸治・色川大吉・山田昭次編『秩父事件史料集成 第二卷 農民裁判文書』、二玄社、一九八四年、九二八頁。なお、本稿で引用される『秩父事件史料集成』は第二巻に限定されるので、以下では単に『秩父事件史料集成』とのみ記し、それに引用頁を付記することにする。
- (3) 連合戸長役場については『吉田町史』（吉田町教育委員会編、埼玉県秩父郡吉田町、一九八二年刊）の四五〇～四九二頁に詳しい解説がある。
- (4) 『秩父事件史料集成』、三〇三頁。
- (5) 同右書、三一二頁。
- (6) 『埼玉県秩父郡暴徒蜂起被害一覧表』ならびに『埼玉県秩父郡暴徒蜂起間接被害一覧表』（『秩父事件史料（第一巻）』、前掲、三四二～三四五頁所収）によると、太田部村は戸数五十七戸、人口三二八人である。
- (7) 『暴徒取調表』（『秩父事件史料（第一巻）』、前掲、三二九～三三二頁所収）によると、太田部村の男子数は一六三人、「暴徒」人数は五十二人となっている。
- (8) 「二戸一人ツツノ男子」という言葉は太田部村第三十

九番地の上山^{かみ}織平の『訊問調書』（『秩父事件史料集成』、二七四～二七五頁所収）から引用したが、「二戸一人ツツ」という拳村体制での参加依頼・強制がなされたことは、太田部村の他の人の「農民裁判文書」の記述からも明らかである。また安丸良夫は「百姓一揆への参加は、村を単位としてなされた」（安丸良夫『日本の近代化と民衆思想』、青木書店、一九七四年、二二六頁）と述べているが、村単位での参加依頼・強制は当時も伝統的なものとして維持されていたのであろう。

- (9) ここでいう「男子」とはもちろん生物学的な性別をさすのではなく、一定の年齢範囲にある男子をさすのである。安丸良夫は一揆の場合「年齢が明示されるばあいには、かならず十五歳以上六十歳以下の男（傍点は原著者）」であったと述べている（安丸良夫、前掲書、二二四頁）。
- (10) 戸長・新井重一郎は後に「今回暴徒蜂起十一月一日（太田部村へ）引用者付記 乱入シテ脅迫スル際ハ自宅ヨリ四五町隔リタル山小屋ニ潜匿シ居リシ」（『吉田町史資料篇 第二輯』、吉田町教育委員会吉田町史編纂委員会、一九七六年刊、四一九頁所収）と秩父郡長に報告している。
- (11) 『暴徒乱入并横行景況 秩父郡石間村聯合部門』による。
- (12) 『秩父事件史料集成』、九二八頁。
- (13) 『吉田町史』、前掲、六七五頁。
- (14) 『秩父事件史料集成』、二七七頁。
- (15) 同右書、二七六頁。

- (16) 『秩父事件史料集成』、二八四頁
- (17) 同右書、三二二頁。
- (18) 同右書、三一〇頁。
- (19) 同右書、二八二頁。
- (20) 「隨行」については各人の『裁判言渡書』を参照のこと。

2. 十一月三日

前出の『暴徒乱入并横行景況 秩父郡石間村聯合部門』

には次のように記されている。

「又三日午后三時頃暴徒三拾余名下吉田地方ヨリ石間村ヲ経テ太田部村ニ再乱入シテ人足拾余名刀劍等ヲ強借シテ石間村エ立戻リ時ニ三日午后十一時頃ナリ」

太田部村では三日、第二回目の「驅り出し」を受ける。

それに対して村民はどのような行動をとっただろうか。

「農民裁判文書」から、三日のこの「驅り出し」によって八事件Vに加わるようになったと思われる人々は、左の表のような人々である。この表を見てまず気づくことは、村民の代理人として八事件Vに参加した者の数がとても多いことである。

しかし、まずは村民自身で八事件Vに参加した者の行動

の軌跡を描くことによって村民の気持を探ることから始めよう。

「農民裁判文書」から、三日の「驅り出し」によって八事件Vに直接参加したと思われる太田部村村民は、古指夏次郎・新井清藏・新井周藏・新井善藏・新井利重次・本田茂十郎の六名である。

このうち、古指夏次郎・新井清藏・新井善藏・新井利重次^(郎)の四名については『裁判言渡書』に次のようにある。

「被告善藏利重次清藏夏次郎ハ明治十七年十一月三日秩父郡ニ於テ田代栄助等カ嘯聚セシ暴徒ニ附和シ石間村ニ向ヒ隨行ノ途中ヨリ逃避シ追テ自首シタルハ檢察官ノ作りタル訊問調書被告カ公廷ノ陳述及ヒ自首状ニ徴シ明確ナリ」^(重)
また、新井周藏については次のようにある。

「被告周藏ハ秩父郡ニ於テ田代栄助才カ嘯聚セシ暴徒ニ附和シ明治十七年十一月三日鉈鎌ヲ携ヘ石間村字ハンノウ^(半)追隨行シ同所ニ於テ暴徒ノ教令ニ從ヒ石間村ト上吉田村トノ境ナル峠ニ見張ヲナシタルモノト認定ス」

残る本田茂十郎^(重)については『裁判言渡書』はないが、「訊問調書」に彼自身による次のような答がある。

「飯^(半)詰^(納)追一同参リタル処賊ノ頭分太駄村姓不知兵吉ナル

番地* (戸番)	氏 名	年 齢	字 * (耕地名)
4	(新井 竹次郎) 代理人として 鍋島 政吉	? 28年	相見
11	(新井 市九郎) 代理人として 佐々木 喜三郎	? 32年(33年とも)	古指
16	古指 夏次郎	27年8月	古指
23	(黒澤 友吉) 代理人として 大野 米吉	? 32年	梁場
25	(新井 藤八)** 長名 猶吉	? 25年	北
26	新井 清蔵	25年2月	北
27	(多田 作次郎) 代理人として 大久保 彦吉	? 21年	北
31	(新井 小平) 代理人として 小島 広吉	? 26年	北
36	新井 周蔵	41年3月	久保田 <small>古生地は秩父郡藤倉村</small>
39	(上井 織平) 代理人として 中島 啓次郎	38年 49年	久保田 <small>旧生地は秩父郡上吉田村</small>
?	(上井竹造または竹吉) 代理人として 黒澤 伊之吉	34年	久保田
46	新井 善蔵	37年	久保田
47	(新井 貞作) 代理人として 清水 岩太郎	? 41年	久保田
55	新井 利重次 ^(印)	30年10月	檜尾
56	本田 茂十郎 ^(印)	47年	梁場
?	(黒澤 万造) 代理人として 南波 六蔵	? 47年	梁場

* 裁判文書と、明治20年代のものでされる“墓石調査の記録”(これは現在、太田部の久保家に保管されている。)、さらに猪野芳雄『郷土誌稿「太田部」(1973年・1974年増補、未公刊。))とを照合して可能な限りで書き加えた。

** 新井藤八が長名猶吉に依頼したという記述はないが、「新井藤八方へ止宿」とあるので、便宜的にここに書き込んだ。

*** 現在、人物を特定できないでいる。

者ガ自分ニ向ヒ手前ハ此ニ居テモ何ノ役ニモ立タズ 却テ障碍ニナルニヨリスグ帰レト申シタルニヨリ夫レヨリスグ引返シタル途中ニ捕縛セラレタリ」

彼ら六名の行動の軌跡を見る限り、一日の「驅り出し」によって△事件▽に参加した多くの村民と、積極性という側面において大差を見い出すことはできない。(4) 否、むしろ、古指夏次郎ほか三名の『裁判言渡書』にある「石間村ニ向ヒ隨行ノ途中ヨリ逃避」を事実とするならば、一日(5)よりも消極性が増したと言えるかもしれない。とすれば、先述のように代理人を依頼する村民が増加したことも、うなずけるといふものである。

では、村民の気持をより深く探るために、三日の「驅り出し」で急増した代理人と太田部村民との関係を詳しく見ていくことにしよう。

代理人すなわち太田部村民でない者の三日における△事件▽への参加者は十名に及ぶが、幸い全員の『訊問調書』が残されているので、訊問に対する答として、太田部村民との関係が説明されている。そこで、ひとりづつについて書き出してみることになろう。

鍋島政吉

「自分ハ稼之為メ兼テ埼玉縣下秩父郡太田部郵新井竹次郎宅ニ稼キ居ル」
「本年八月中ヨリ該邸ニテ炭焼キ又ハ日雇稼キヲ致シ居候」
「(新井竹次郎は——引用者付記)
本年八月中自分病氣之節深く恩アル主人」(6)

佐々木喜三郎

「自分ハ兼テ埼玉縣下秩父郡太田部村新井市五郎方へ雇ハレ居ル」
「本年十月十四日ヨリ雇ハレ居タル」(6)

大野米吉

「自分儀稼ノ為メ兼テ羣馬縣下南甘楽郡坂原村新井清次郎宅ニ稼居ル
旭本年十一月三日午後七時頃自分カ農業先へ秩父郡太田部村友吉ナル者参リ暴徒カ焼拂フト云フテ来ルニ付(7)飯能ト云フ知追参リ先方ノ様子ヲ見テ貰ヒタシトノ依頼」(7)

長名猶吉

「秩父郡太田部村新井藤八方へ止宿簀造り致居ル」
「本年十月廿三日ヨリ太田部村ニ来リ簀造り渡世致居ル」(8)

大久保彦吉

「自分ハ南甘楽郡坂原村新道普請場ニ罷居ル
廬本月三日秩父郡太田部村姓不知作二郎ニ頼マレ」(9)

小島広吉

「自分ハ兼テ秩父郡大田^(太)戸郷新井小平方へ農事之為ヒ雇
(ハレ——引用者加筆) 居ル」⁽¹⁰⁾「一ヶ月金五円ノ給料ニ
テヒ雇(ハレ——引用者加筆) 居リタリ」

中島啓次郎

「自分儀農事モ取片付タル故本月三日炭焼渡世セント武
州秩父郡太田部村上井織平宅へ参リタルニ同人方農事片
付矣迄二ヶ月程手傳致シ呉レ矣様依頼(ニ——引用者加
筆) 付美諾シタル」⁽¹¹⁾

黒澤伊之吉

「自分儀農間炭焼ヲ為ス(ニ——引用者加筆) 付本月三
日炭焼ヲセント兼テ知己ノ者ヲ便リ秩父郡太田部村へ泰
⁽¹²⁾
リ候」

清水岩太郎

「自分儀群馬縣南甘楽郡坂原郷新道普請ニ付稼居折柄本
月三日夕刻兼而懇意ナル秩父郡太田部村新井貞作母某カ
⁽¹³⁾
来リ人足ニ頼マレ」

南波六藏

「自分ハ昨年以来秩父郡太田部村ニ来リ稼居ル」⁽¹⁴⁾「昨年一
月以来太田部村本多某ト云フ医師宅ニ稼居候」⁽¹⁵⁾「黒澤萬

^(感)
造とは——引用者付記) 平素懇意ナル場合ノ処殊更金式
円ヲ以テ頼マレタル」⁽¹⁴⁾

彼ら十名のうち鍋島政吉・佐々木喜三郎・長名猶吉・小
島広吉・中島啓次郎・黒澤伊之吉・南波六藏の七名までが
太田部村へ他郷から出稼ぎに訪れた者、従つて太田部村村
民と雇用関係にある者、ということになる。しかし、雇用
関係にあるといつてもそれは近代的なそれではなく、他郷
者にとつては「懇意」⁽¹⁵⁾にしてくれ、時には「恩」⁽¹⁶⁾にも与る
といった心理的な関係を含んだそれである。

「懇意」といえば、『訊問調査』においては太田部村村民
との直接的な雇用関係に言及していない清水岩太郎も用い
ている言葉である。すると、清水岩太郎と同じく群馬県南
甘楽郡坂原村で新道普請に従事していた大久保彦吉も、太
田部村村民との同様な心理的關係をもつたとしても不思議
ではあるまい。⁽¹⁷⁾

そしてまた、群馬県南甘楽郡坂原村に関連してであるが、
大野米吉によれば、依頼主である太田部村の黒澤友吉が米
吉の稼ぎ先である坂原村まで訪れたという。坂原村は県境
となつている神流川^{かんながわ}に隔てられて太田部村の対岸にある村
であるが、そこまで黒澤友吉が訪ねていくということは、

氏名 (被依頼者)	年齢・職業 出身地	金額	依頼者
鍋島政吉	28年・農業 富山県下新川郡下山村	2円	新井竹次郎
*山田卯之吉	36年・農間炭焼渡世 郡馬県多胡郡下日野村	8円	黒澤藤吉
佐々木喜三郎	(33年とも) 32年・農間炭焼渡世 富山県下新川郡音沢村	2円	新井市九郎
大野米吉	32年・農業 富山県下新川郡愛場村	10円	黒澤友吉
長名猶吉	25年・農間蓑造り職 埼玉県南埼玉郡谷原村	**	
大久保彦吉	21年・土方職 栃木県河内郡東川田村	3円50銭	多田作次郎
小島広吉	26年・農業 郡馬県多胡郡下日野村	5円	新井小平
中島啓次郎	49年・農業 郡馬県多胡郡下日野村	***	上井織平
黒澤伊之吉	34年・農業 郡馬県多胡郡下日野村	6円	**** 上井竹造または竹吉
清水岩太郎	41年・農間黒鍬職 長野県南佐久郡岩村田町	7円	新井貞作
南波六蔵	47年・木挽職 新潟県三島郡小竹村	2円	黒澤万蔵

* 山田卯之吉は1日の「取り出し」時の代理参加者である。

** 長名猶吉は、「暴徒」の「脅迫」により「連レ行カレタ」とのみ述べており、具体的に太田部村の誰かに頼まれたとは述べていない。しかし、太田部村は村としての参加を要請されたわけであるから、当然、他郷者である長名は代理人と考えられる。よって、ここに記した次第である。

*** 中島啓次郎は「主人織平ノ命ニ従ヒ」とのみ述べており、日当には触れていない。よって記載できない。

**** 現在、人物を特定できていない。

大野米吉と「兼テ知己」⁽¹⁸⁾であり、「懇意」でもあったと想像することは許されよう。

してみると、これら十名のいずれもが、依頼主である太田部村民と何らかの心理的、情情的關係を八事件∨への代理参加依頼以前から持っていたと想像できるのである。

しかし、八事件∨に直接参加するということは「危険ノ場処」⁽¹⁹⁾に出向くことであり、「稍モスレハ命ヲモ落ス場合ニ至ル」⁽²⁰⁾ことが想定される以上、他郷者である彼らが容易に承知するはずもない。そこで太田部村民は「マタ麦モ蒔キ終ラス世話敷中ナレハ」⁽²¹⁾などと心理的接近を図り、そのうえ「炭焼ノ日当位ハ出スカシ」⁽²²⁾と金銭で動機づけ、そしておまけに「勢揃ノ後逃帰リ差聞ナシ」⁽²²⁾などと言いつける。そこで他郷者である彼らも「近頃土方職稼キモ不景況ヨリ錢ニモナラサル処存外ノ金儲ナリ」⁽²³⁾と承知するに至るのである。

さて、太田部村民が代理人を依頼するに際して示した金額であるが、右の表のように最高で十円、最低で二円である。

この金額とはどの程度の金額なのかということになるが、それについては小島広吉の『訊問調書』にある問答が参考

になる。

問「然ラハ平素汝カ給金ハ如何ン」

答「一ヶ月金五円ノ給料ニテヒ雇（ハレ）——引用者加筆」

居リタリ」

たとえば、ある『訊問調書』には「明日帰リテモ（…中略…）八円」とあるから、太田部村民にはかなり高額な臨時支出の覚悟があったことになる。

しかし、それにしても、これだけ高額な支出を太田部村民の八事件∨参加への消極性に裏打ちされた困惑といったものだけで説明できるであろうか。

（注）

（1）『秩父事件史料集成』、七〇六頁。なお、この四名は、すでに記したように、太田村關係者として編集されているが、現地調査の結果、太田部村關係者であることが判明した。

（2）同右書、二六三頁。

（3）同右書、三〇四頁。

（4）ここでも「随行」という判断基準によった。詳しくは各人の『裁判言渡書』等を参照のこと。

（5）『秩父事件史料集成』、三〇〇～三〇一頁。

（6）同右書、二八九～二九〇頁。

（7）同右書、二七〇～二七一頁。

- (8) 『秩父事件史料集成』、二九八頁。
- (9) 同右書、二六七頁。
- (10) 同右書、二八五～二八六頁。
- (11) 同右書、二九六～二九七頁。
- (12) 同右書、二七八頁。
- (13) 同右書、二九四頁。
- (14) 同右書、三〇五～三〇七頁。
- (15) 南波六藏の『訊問調書』を参照。
- (16) 鍋島政吉の『訊問調書』を参照。
- (17) 『吉田町史』には「太田部地区住民、群馬県道開削に協力」(前掲、一一二頁)と記されており、こうした心理的関係は十分に考えられることである。
- (18) 黒澤伊之吉の『訊問調書』を参照。
- (19) 鍋島政吉に対する訊問者の言葉。(『秩父事件史料集成』、三〇〇頁。)
- (20) 小島広吉に対する訊問者の言葉。(同右書、二八六頁。)
- (21) 山田卯之吉の『訊問調書』による。(同右書、三一〇頁。)
なお、山田卯之吉は一日の「駆り出し」時の代理参加者であるが、太田部村民と代理人との心理的関係を記述するうえには、一日と三日とで根本的な違いがあるとは思われなかったため、ここに引用した次第である。
- (22) 小島広吉の『訊問調書』による。(同右書、二八六頁。)
- (23) 清水岩太郎の『訊問調書』における言葉。(同右書、二九五頁。)
- (24) 『秩父事件史料集成』、二八六頁。

3. 十一月四日以降

『暴徒乱入并横行景況 石間村聯合部門』によって、太田部村と八事件Vとの四日以降の関わりを再現すると、左の表ようになる。

太田部村に警察力が及ぶのは、表にあるように四日午前のことであるが、この際、三日に村民の代理人として八事件Vに参加した他郷者の全員が逮捕されたのであった。ということとは、三日に代理参加した十名全員がこの時まで太田部村に立ち返っていたことになる。がしかし、それ以上に興味をそそけることは、代理人を依頼した太田部村民でこの時逮捕されたのは上井織平^{かみいおりへい}ただ一人であったということである。そして、残る人々は後に『召喚通知』を受けるとるものもいた、すなわち受け取らないものもいたということであり、一日に^{ついで}代理人を依頼した黒澤藤吉に至っては次のような『自主書』を提出しているのである。⁽²⁾

「今般暴徒発起ニテ人足出頭セヨト脅迫セラレ切迫罷在候処羣馬縣上野國多胡郡下日野村^(山田卯之吉)間部勿之吉ナル者奈日当ヲ出金スルニ付テハ自分(山田卯之吉のこと)——引用者注)代人ニ可相立旨申来り候ニ付幸ト存シ金三両相渡シ差出矣(以下略)」

日 時	経 過
4日 午前4時頃 午前6時頃 午前8時頃 午後1時頃 午後3時頃 午後4時頃 午後6時頃	佐藤群馬県警部補, (万場より) 巡査12名を率いて太田部村へ来る。 柱野群馬県警部補, (鬼石より) 巡査10名ばかりを率いて太田部村に来る。戸長・新井重一郎宅で佐藤警部補らと合流。 警部補ら, 石間村に向けて太田部村を出発。 石間村字半納に到着。 (「半納の横道の戦い」で) 柱野警部補即死, 巡査2名負傷。 巡査ら, 太田部村へ引戻り, 戸長宅で休息。 巡査ら, 群馬県鬼石町へ退く。
5日	「暴徒」の徘徊なし。
6日 午前9時頃 午後4時頃	憲兵60余名, 警部・巡査30名, 下吉田村より石間村に来て, 村民130名余を捕縛。 (憲兵, 警部・巡査, 捕縛者を率いて) 石間村より太田部村に来て, 戸長宅で宿泊。
7日 午前3時頃	(憲兵, 警部・巡査, 捕縛者を率いて) 太田部村より群馬県南甘楽郡に向けて出発。
8日 午後6時頃 午後10時頃	憲兵・巡査16名, 大宮郷より石間村に来る。 石間村より太田部村に来て, 新井藤八宅に宿泊。
9日 午前10時頃	憲兵・巡査7名, 石間村方面の山中を捜索するために太田部村を出発。この夜, 彼らは石間村で宿泊。
10日 午前10時頃 午後4時頃	石間村村民20余名自首。この時, (太田部村に残留していた) 憲兵・巡査らは石間村に向かう。 憲兵・巡査らは(捕縛者を率いて) 石間村より下吉田村へ出発。
その後	太田部村は平穏に帰す。

すなわち黒澤藤吉によれば、日当を要求してきたのは山田卯之吉の方だといふのである。

それではなぜ、彼がこういう『自主書』を提出したのかということになるが、その鍵は太田部村から報告された次のような「被害」の「概況」を記した文章に用意されていると思われる。

「十一月一日午後十一時頃石間村ノ方ヨリ暴徒二十余人押来リ脅迫ヲ加ヘ村民二十四人ヲ引率シ去リ同三日午後三時頃再ヒ三十人許リ侵入シ人夫ヲ駆集メ刀剣ヲ奪ヒ代人料ト唱ヘ金円ヲ掠メ石間村ノ方ヘ立去レリ」⁽³⁾

これによれば「暴徒」が代人料をとったといふのである。すると、太田部村村民は自分たちが雇った代理人を「暴徒」の仲間にならしてあげようとしているのであろうか。それとも、この文章は単に、「暴徒」は村民が代理人をたてて「駆り出し」に応じようとしたことに満足せず、代人料なるものを取り立てていったといっているのであろうか。

これに対する答はまた、『暴徒被害事件取調表』⁽⁴⁾の中に用意されていると思われる。この表から太田部村村民に関する部分を抜き出して新たに作表したものが左の表である。ここで、先に掲げた、代理人を依頼する際に示した金額

を思い起こしてもらいたい。⁽⁵⁾ 新井竹次郎、新井市九郎、黒澤友吉、多田作次郎、新井貞作のそれぞれが代理人に支払ったとされる金額と、この被害金額とが一致することに気が付くであろう。すると、太田部村村民は、自分たちの代理人が実は「暴徒」の仲間であり、村民はその被害者である、と主張することなのか。

それにしても、代理人となった他郷者らは太田部村村民と「兼テ知己」であり「懇意」でもあった人々ではなかったのか。

これに対する答は『訊問調書』の中に隠されていると思われる。清水岩太郎の『訊問調書』には次のような問答がある。⁽⁶⁾

問「然ラハ飯能ト云フニ集合シタル大将ハ何人ナルヤ」^(平納)

答「自分共ハ他邦ノモノニテ更ニ党ヒナキ者ニ有之ニ矣」^(七)
彼に対する訊問はここで終わっている。また、南波六蔵の『訊問調書』には次のような問答が記録されている。^(七)

問「然ラハ太田部村ヨリ暴徒ニ加入シタルモノヲ詳知ス可シ 有体陳述セヨ」

答「自分ハ職人ノコト故職業向ヲ稼居矣（ニ——引用者加筆）付幾人暴徒ニ加入シタルヤ少シモ覺ヘナシ」

番地* (戸番)	氏 名	被害品目 (個数・相当額)	被害金額	字 * (耕地名)
1	新 井 重一郎	銃砲 (1挺・1円50銭)		相 見
2	新 井 次 作		90銭	相 見
4	新 井 竹次郎		2円	相 見
10	黒 澤 惣 吉		5円	相 見
?	山 田 春 吉		5円	古 指
11	新 井 市九郎		2円	古 指
21	本 多 勘重郎	脇差 (1本・1円)		梁 場
23	黒 澤 友 吉		10円	梁 場
25	新 井 藤 八	脇差 (1本・5円)		北
27	多 田 作次郎		3円50銭	北
30	新 井 梅十郎	脇差 (1本・1円)		北
33	多 田 弥 平		5円	北
35	多 田 理三吉	脇差 (2本・60銭)	10円	久保田
41	上 井 竹八郎		6円	久保田
47	新 井 貞 作		7円	久保田
48	新 井 宗 作	脇差 (1本・50銭)		久保田
?	黒 澤 万 蔵		10円	梁 場

*原表にはないが、明治21年代のものとされる“墓石調査の記録”(これは現在、太田部の久保家に保管されている。)、さらに猪野芳雄『郷土誌稿「太田部」』(1973年・1974年増補、未公刊。)とを照合して可能な限りで書き加えた。

問「然ラハ汝カ飯能^(平地)追同行シタル後ノ始末ヲ申立ツヘシ」

南波六蔵の「自分ハ職人ノコト故職業向ヲ稼居矣」という言葉には、清水岩太郎の「自分ハ他邦ノモノ」という言葉と同じ意味を含んでいよう。そこで、南波六蔵の場合は疑問が終わりはいしないものの、その後の鋒先が転じている。

すなわち、他郷者の参加は、太田部村の人々を八事件√から切り離なす機能を担うばかりでなく、他郷者という属性は他郷者自身をも八事件√への責任追及から逃れさせることができるのである。事実、十名の他郷者の逮捕者のうち、刑罰を受けたことが明らかなのは、群馬県神ヶ原村まで転戦した山田卯之吉ただ一人なのである。⁽¹⁾

(注)

- (1) 『秩父事件史料集成』による。
- (2) 『秩父事件史料集成』、二八一頁。
- (3) 『秩父事件史料(第一巻)』、前掲、三五〇頁。
- (4) 同右書、二五八―二五九頁。
- (5) 本稿十四頁の表を参照されたい。
- (6) 『秩父事件史料集成』、二九四頁。
- (7) 同右書、三〇六頁。

おわりに

佐藤政憲は「村落指導者層の参加が実現するか否かが、秩父事件にとって鍵である」と述べているが、⁽¹⁾太田部村の場合、戸長を中心とした村落指導者層は、「駆り出し」に対する挙村体制を準備した後、その影を薄くしている。そして、代わって五十二人の村民が挙村体制を担うこととなる。がしかし、挙村体制を担う彼らもまた畿引きによって二十五人にまで減ってしまう。これは恐らく、戸長を始めとした村落指導者層の八事件√に対する消極的な意向の反映であろう。だから、挙村体制を正に担って八事件√に直接参加した村民の多くが「随行」の域を越えなかつたのであろう。

ならば何が挙村体制を作りあげさせたかということになるが、それは村落共同体内に存在する自己防衛機能によるということになるだろう。太田部村の場合、その自己防衛機能の強力は、第二回めの「駆り出し」に対する代理人策として更に明確に表われている。この代理人策は、第一回めの「駆り出し」に対してとられた時は一村民の窮余の策であったかもしれない。しかし、この策が多くくの村民に採用される時点では、それはもはや窮余の策ではなく、

△事件V後への明確な展望をもった共同体の自己防衛機能として作動していたことはすでにみたとおりである。

ところで佐藤政憲は前掲の言につづけて「村落共同体内に本来存在する自己防衛機能を有効に作用させた点こそ、秩父事件の性格規定に重要な要素となる(傍点は引用者)」⁽¹⁾と述べているが、本稿においてとりあげた太田部村のような共同体が持っている自己防衛機能が彼の言う「秩父事件の性格規定に重要な要素」となるのはいかなる条件の下においてであろうか。

古林安雄は、太田部村と△事件V当時連合村を形成しており、△事件Vの震源地のひとつとなった石間村と比較して、太田部村の参加率の低い原因は、太田部村の「繭・生糸の販売収入を前提とする自作農の割合」の低さにある、と指摘している。⁽²⁾また、井上幸治は、太田部村と「全く対照的な」、これもまた△事件Vの震源地となった風布村について、「共同体のいくつかの機能は失われ、旧戸長まで『自由党入党申込之証』——これは蜂起参加の申込書です——を書くありさまで」と述べている。⁽³⁾このように経済的諸条件が△事件V勃発の方向に熟している場合、佐藤政憲の言う「村落共同体内に本来存在する自己防衛機能」は具体

的にいかなる状態で存在するのであろうか。どうやら筆者には太田部村と対照的なこれらの村との比較という課題が課されているようだ。(一九八六年五月九日脱稿)

(注)

- (1) 佐藤政憲「秩父事件への参加構造——村落段階における参加のあり方——」、『大垣女子短期大学研究紀要』、第二〇号、一九八四年、九一—一〇〇頁。引用は九三頁。
- (2) 古林安雄「秩父事件——吉田町・石間を中心として——」、古林安雄発行、一九八一年、一六頁。
- (3) 井上幸治「秩父事件研究の今後の課題」、『自由民権運動と現代——自由民権百年第二回全国集會報告集』、前掲、二四三—二五二頁。引用は二四七頁。

(付記)

本稿は中央大学人文科学研究所の「秩父事件と民衆」研究プロジェクトに集まる方々から得た刺激によって書かれたものであるが、特に次の二論文からは多くの示唆を得た。

- (1) 世良正利「武州秩父郡太田部村と秩父事件」、『中央大学百周年記念論文集 文学部』、一九八五年、三三七—三五八頁。
- (2) 奥川郁子「秩父事件における参加構造と事件勃発の背

景「和光大学人文学部人間関係学科一九八五年度卒業論文（未公刊）。

また、現地調査でお世話になった太田部の皆さん始め、吉田町・小鹿野町関係者の皆さんに深く感謝いたします。

（筆者の住所・〒135東京都江東区辰巳一―二―三―五〇四）